

日田市教育行政実施方針

平成 24 年度～平成 28 年度

心豊かで輝く人の育つまちづくり

日田市教育委員会

新たな「日田市教育行政実施方針」の策定にあたって

現在の教育行政実施方針は、市の「第 5 次日田市総合計画」の方針に基づき、その前期基本計画期間である平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間の計画期間として策定したものです。

本年度は、現計画期間の最終年度であることから、これまでの 5 年間の取組を総括するとともに、平成 18 年度に全部改正された教育基本法の理念を尊重し、かつ、国が策定した教育振興基本計画を参酌して、日田市の今後 5 年間の新たな教育行政実施方針を策定するものです。

1. 方針策定の趣旨

現状と課題を的確に把握し、その解決や進展を図るための方策を明文化し、一貫したより良い教育の実現を目指すものである。

2. 方針の期間

平成 24 年度～平成 28 年度までの 5 年間とし、社会情勢等の変化にあわせ、適宜見直しを行います。

3. 方針の構成

「現状と課題」、「基本的な方向と今後の取組」及び「目標指標」で構成します。

4. 方針の体系・・・次ページに記載

5. 方針の進行管理

日田市教育行政実施方針は、可能な限りの目標指標を掲げ、施策や事業の進捗状況の把握に努め、適宜、点検・評価を行い実施方針の進行管理に努めます。

体 系

心豊かで輝く人の育つまちづくり

I 《市民と共に創る教育行政の推進》

I－第1 市民と共に創る教育行政の推進

1. 市民と共に創る教育行政の推進

II 《学校教育の充実》

II－第1 「生きる力」を育てる学校教育の推進

1. 義務教育の充実
2. 特別支援教育の推進
3. 小中連携・小中一貫教育の推進
4. 学校人権教育の充実

II－第2 信頼と協働による学校づくりの推進

1. 安全・安心な学校づくり
2. 豊かで適正な教育環境の整備
3. 家庭・地域と連携した学校づくり
4. 安全・安心な学校給食の提供

III 《社会教育の充実》

III－第1 社会教育の推進と生涯学習社会の形成

1. 社会教育の推進
2. 市民の生涯学習を支えるための基盤の整備
3. 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実
4. 社会教育における人権教育の充実
5. 博物館の整備と機能の充実
6. 図書館機能の充実と読書活動の推進

III－第2 市民スポーツの振興

1. スポーツ・レクリエーションの振興

IV 《文化芸術の振興》

IV－第1 文化財の保存と活用

1. 保存と活用に向けた取組の充実
2. 保存と活用に向けた環境の整備
3. 愛護意識の高揚と愛護活動への支援
4. 咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録

教育行政基本方針

情報化、国際化の進展、少子高齢社会の到来等の社会環境の変化に伴い、心豊かで充実した生活を送るための学習要求は増大し、多様化、高度化しています。

こうした社会環境の変化にも、主体的に対応できる資質や能力を育成する教育が求められています。そこで、学校教育では、咸宜園教育の理念の下、地域の特性を生かした特色ある学校教育の展開を進め、子どもたち一人ひとりに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、「生きる力」をはぐくむとともに、教育環境の充実に努めます。

また、子どもから高齢者までの多様な学習要求に対応した、魅力ある学習機会や発表の場の提供など、社会教育環境の充実に努めるとともに、誰もがいつでも気軽に楽しめる市民スポーツ・レクリエーションを推進するために、多様なニーズに対応したスポーツ施設や情報網の整備・充実に努めます。

さらに、地域に残る豊かな自然、歴史と伝統にはぐくまれた文化財を貴重な財産として後世に伝えていくため、その調査・保存に努め、史跡や博物館の整備を行い、併せて教育や観光等様々な分野での活用を図ります。また、偉大な先哲である廣瀬淡窓が創設した咸宜園を、市民と共に世界文化遺産への登録を目指すことで、郷土の歴史を見つめ直す良い機会とし、温故知新を図り、郷土を愛する心をはぐくみます。

また、人権教育や啓発活動においては、指導内容の工夫や指導的人材の育成等を図り、互いに尊重しあえる社会の実現を目指します。

教育委員会では、こうした認識のもとに、市民が真に誇りと愛着を持ち、心の豊かさや幸せを実感できるまちづくり、人間性あふれる生活を実現するために「心豊かで輝く人の育つまちづくり」を目標に掲げ、市民と共に創る教育行政の推進に努めます。

目 次

| | |
|---------------------------------|------|
| I 《市民と共に創る教育行政の推進》 | P 8 |
| I－第1 市民と共に創る教育行政の推進 | P 8 |
| 1. 市民と共に創る教育行政の推進 | P 8 |
| <主な取組> | |
| ①市民と共に創る教育委員会づくりの推進 | P 8 |
| II 《学校教育の充実》 | P 9 |
| II－第1 「生きる力」を育てる学校教育の推進 | P 9 |
| 1. 義務教育の充実 | P 9 |
| <主な取組> | |
| ①咸宜園教育の理念を生かした学校経営の推進 | P 9 |
| ②確かな学力の育成 | P 9 |
| ③豊かな心の育成 | P 11 |
| ④健やかな体の育成 | P 11 |
| ⑤生徒指導の充実 | P 13 |
| ⑥教育センター機能の充実 | P 13 |
| 2. 特別支援教育の推進 | P 14 |
| <主な取組> | |
| ①一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の充実 | P 14 |
| ②障がいの重複化・多様化に対応していくための教職員の指導力向上 | P 15 |
| 3. 小中連携・小中一貫教育の推進 | P 16 |
| <主な取組> | |
| ①小中連携教育の推進 | P 16 |
| ②小中一貫教育の推進 | P 16 |
| 4. 学校人権教育の充実 | P 18 |
| <主な取組> | |
| ①「日田市人権教育基本方針」に則った人権教育の推進 | P 18 |
| ②学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進 | P 19 |
| ③人権に関する知的理解と人権感覚を育てる | |
| 人権教育の内容及び指導方法の充実 | P 20 |
| ④教職員研修の充実 | P 21 |
| ⑤家庭、地域や関係機関及び小・中学校の連携 | P 22 |

| | | |
|------|------------------------------|------|
| Ⅱ一第2 | 信頼と協働による学校づくりの推進 | P 23 |
| 1. | 安全・安心な学校づくり | P 23 |
| | ＜主な取組＞ | |
| ① | 安全・安心で快適な学校施設整備の推進 | P 23 |
| ② | 児童生徒の安全確保 | P 24 |
| 2. | 豊かで適正な教育環境の整備 | P 25 |
| | ＜主な取組＞ | |
| ① | 教育環境整備事業の推進 | P 25 |
| ② | 安心して学べる支援事業の推進 | P 26 |
| 3. | 家庭・地域と連携した学校づくり | P 27 |
| | ＜主な取組＞ | |
| ① | 地域と連携した学校づくりの推進 | P 27 |
| ② | 家庭・地域との連携協力体制づくりの推進 | P 27 |
| 4. | 安全・安心な学校給食の提供 | P 28 |
| | ＜主な取組＞ | |
| ① | 安全かつバランスの取れた食事の提供 | P 28 |
| ② | 施設の効率的な運用と統廃合 | P 28 |
| ③ | 施設の適正な維持管理 | P 29 |
| ④ | 学校給食費の未納問題解消 | P 29 |
| Ⅲ | 《社会教育の充実》 | P 31 |
| Ⅲ一第1 | 社会教育の推進と生涯学習社会の形成 | P 31 |
| 1. | 社会教育の推進 | P 31 |
| | ＜主な取組＞ | |
| ① | 充実した社会教育の実施 | P 31 |
| ② | 社会教育における専門性を持った人材の育成 | P 32 |
| 2. | 市民の生涯学習を支えるための基盤の整備 | P 32 |
| | ＜主な取組＞ | |
| ① | 生涯学習施策の総合的推進のための連携の促進と強化 | P 32 |
| ② | 地域の独自性を尊重した生涯学習推進のための学習環境の整備 | P 33 |
| 3. | 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実 | P 34 |
| | ＜主な取組＞ | |
| ① | 子育てを地域全体で行う | |
| | 「協育」ネットワーク(地域・公民館・学校)の充実 | P 34 |

| | |
|--------------------------------------|------|
| ②「大人が変われば、子どもも変わる」理念の啓発 | P 35 |
| 4. 社会教育における人権教育の充実 | P 36 |
| <主な取組> | |
| ①社会教育における人権問題への取組の充実・支援 | P 36 |
| 5. 博物館の整備と機能の充実 | P 37 |
| <主な取組> | |
| ①博物館施設の整備・充実 | P 37 |
| ②所蔵資料の整備・充実 | P 38 |
| ③体験学習の場の提供及び調査研究の実施 | P 39 |
| 6. 図書館機能の充実と読書活動の推進 | P 40 |
| <主な取組> | |
| ①蔵書の新陳代謝の推進と蔵書管理の効率化 及び利用者サービスの充実 | P 40 |
| ②施設活用の促進と各種グループ等の活動支援 | P 41 |
| ③公民館との連携による遠隔地サービスの充実 | P 42 |
| ④学校及び福祉保健関係課との連携 | P 42 |
| ⑤魅力ある施設環境の提供と利便性の向上による利用の促進 | P 43 |
| Ⅲー第2 市民スポーツの振興 | P 44 |
| 1. スポーツ・レクリエーションの振興 | P 44 |
| <主な取組> | |
| ①健康・体力・人・きずなづくり | P 44 |
| ②スポーツ活動のための基盤づくり | P 45 |
| ③都市との交流・魅力づくり | P 46 |
| Ⅳ《文化芸術の振興》 | P 47 |
| Ⅳー第1 文化財の保存と活用 | P 47 |
| 1. 保存と活用に向けた取組の充実 | P 47 |
| <主な取組> | |
| ①保存と活用に向けた取組の充実 | P 47 |
| 2. 保存と活用に向けた環境の整備 | P 48 |
| <主な取組> | |
| ①保存と活用に向けた環境の整備 | P 48 |
| 3. 愛護意識の高揚と愛護活動への支援 | P 50 |

<主な取組>

①文化財の普及啓発の推進 P 50

4. 咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録 P 51

<主な取組>

①咸宜園教育研究センターの取組と世界文化遺産登録の推進 P 51

I 《市民と共に創る教育行政の推進》

I－第1 市民と共に創る教育行政の推進

1. 市民と共に創る教育行政の推進

①市民と共に創る教育委員会づくりの推進

＜現状と課題＞

◆ 学校と地域が情報を共有し、学校現場の実情が反映された教育行政を推進するためには、広報紙やホームページやパブリックコメントを活用して、教育委員会の公開を周知し、各施策を積極的に情報公開するとともに学校現場との十分意見交換の場を設定することが求められています。

また、教育委員会の活性化に向けては、教育施策に委員の意見がなお一層反映されることが必要であり、今後、政策形成過程へのさらなる委員の参画を進める必要があります。

＜基本的な方向と今後の取組＞

◆ 学校と地域が情報を共有し、学校現場の実情が反映された教育行政を推進し、教育委員会の活性化を目指して、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 積極的な情報公開の推進

・ 広報紙や新たになったホームページを活用し、教育委員会の開会日や議事録をはじめ教育施策や予算、イベント情報等を積極的に公開していきます。

また、学校現場や教育委員会所管施設の実情把握については、教育委員による学校・施設訪問や育友会との意見交換を定期的を実施します。

(2) 事務の執行状況等の点検評価及び公表制度の導入

・ 効果的な教育行政の推進と、市民への説明責任を果たすことを目的に、教育委員会の事務の管理・執行状況については、毎年点検・評価し、その結果を広く市民に公表します。

(3) 教育委員会の活性化に向けた取り組みの推進

・ 市の教育行政における各施策に教育委員の意見が十分反映されるよう、政策に関する意思形成過程への委員の参画を積極的に進めます。

Ⅱ 《学校教育の充実》

Ⅱ－第1 「生きる力」を育てる学校教育の推進

1. 義務教育の充実

① 咸宜園教育の理念を生かした学校経営の推進

<現状と課題>

- ◆ 過去5年間、「生きる力を育む特色ある学校教育の充実」を日田市学校教育の目標とし、児童生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成に取り組んできました。平成22年度からは、咸宜園の世界文化遺産登録の取り組みを機に郷土の教育者・廣瀬淡窓が開いた咸宜園の教育が見直されるようになったことを受け、咸宜園教育の理念を生かした学校経営を中核とした特色ある学校教育を推進していくこととしました。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 咸宜園教育の理念を生かした学校経営の推進を図るため、以下の点を中心に取組みます。

(1) 咸宜園教育の理念を学校経営の柱とした「日田市学校教育の重点（学校版）」の充実

- ・ 学校の独自性を生かし、咸宜園教育の理念を取入れた学校経営に取り組みます。
- ・ 教育センター研修講座において、咸宜園教育の理念について学ぶ講座を開講し、教職員研修を推進します。
- ・ ホームページ・学校便り等を活用して、広報活動に取り組めます。

② 確かな学力の育成

<現状と課題>

- ◆ 小学校4,5,6年から中学校1年の基礎学力は定着していますが、中学校2年以降の定着に課題があります。特に、数学・英語の学力の定着・向上に向けて取り組む必要があります。

また、学年における学習内容をその学年の内に確実に理解・定着させていく必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 学力の定着・向上を図るために、以下の点を中心に取組みます。

(1) 一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導の充実など「わかる授業」の実現

- ・ 小学校第3学年～中学校第2学年の学年末に、全国標準学力検査を実施し、

該当学年の学習内容の確実な定着を図るとともに、弱点を補強する対策を実施します。

(2) 指導方法や指導体制の工夫及び ICT 機器の活用等による児童生徒の実態に応じた「わかる授業」の実現

- ・ TTによる指導、少人数学習、習熟度別学習等、指導体制の工夫による児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援を実施します。
- ・ 複式解消のため、県に加配教員の配置を要請します。それでも複式解消が見込めない場合には、市雇用の教職員を配置します。
- ・ ICT 機器及び電子教材等を効果的に活用する指導方法について、小学校研究指定校を核にして実践的な研究に取り組みます。
- ・ 1時間完結型授業、板書の構造化、板書とノートの一体化、習熟に応じた指導の強化を図ります。

(3) 日田市独自の補助教材を活用した学力の基礎・基本の定着

- ・ 「学習の手引き」と社会科資料集「わたしたちの日田市」を活用して、基礎・基本の定着を図ります。

(4) 保育園・幼稚園、高等学校との連携

- ・ 連絡会・授業研究会等を開催し、保育園・幼稚園や高等学校とのスムーズな接続を図ります。

(5) 思考力・判断力・表現力を育み、学習意欲を高める指導の推進

- ・ 校内研究の場を中心にして、児童生徒の思考力・判断力・表現力及び活用する力の育成をめざした指導に取り組みます。
- ・ 教科学習や総合的な学習において、情報モラルに関する指導を充実するとともに、コンピュータを積極的に活用し、情報活用能力や表現力の育成を図ります。
- ・ コンピュータネットワークを活用した学習内容や指導方法の工夫改善を図ります。
- ・ 児童生徒の学習意欲や発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

| 指 標 名 | | 現状値 | | 平成 28 年度 |
|--|-----|-------|-----|----------|
| | | | 年度 | 目標値 |
| 基礎基本の定着状況調査(県)において、全教科の正答率が県比 100 以上の学校の割合 | 小 5 | 42.9% | H23 | 75% |
| | 中 2 | 41.7% | H23 | 67% |
| 基礎基本の定着状況調査(県)において、「授業がわかる」と感じている児童生徒の割合 | 小 5 | 87% | H23 | 90% |
| | 中 2 | 67% | H23 | 75% |

③豊かな心の育成

<現状と課題>

- ◆ これまでに、廣瀬淡窓をはじめとした地域の先哲学習や咸宜園についての学習の実践が蓄積されてきています。今後は、それらを多くの学校で活用して、さらによい実践へと高めていく必要があります。
- ◆ 新学習指導要領では、各教科の学習のねらいを達成するために、言語活動の充実を図っていくことが求められています。今後、言語活動を充実させていく一つの手段として、学校図書館の活用をこれまで以上に推進していく必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 豊かな心の育成を図るため、以下の点を中心に取り組みます。
 - (1) 学校教育全体で取り組む道徳教育の推進
 - ・ 道徳教育全体計画を作成し、学校の教育活動における道徳教育の視点を明らかにした取組を推進するとともに、年間指導計画に基づいた道徳の授業を確実に実施します。
 - (2) 「廣瀬淡窓・咸宜園」学習、「地域の先哲」学習の推進
 - ・ 先哲の教えや生き方に学ぶ学習を推進し、郷土を誇りに思い、郷土を愛する心を育みます。
 - ・ 各校の実践を交流する場をつくり、学習の充実を図ります。
 - ・ 咸宜園教育研究センターを活用した学習を推進します。
 - (3) 多様な体験活動の実施
 - ・ 目的を明確にした体験活動に取り組むとともに、地域社会の資源や人材を生かした体験活動の工夫を行います
 - (4) 学校図書館を活用した読書活動の推進
 - ・ 学校図書館の利活用促進、読書指導の強化を図るため、学校図書館員を増員し、本好き、読書好きな子どもの育成に努めます。
 - (5) 家庭との連携による豊かな心の育成
 - ・ 生命の大切さや思いやりの心、規範意識、自立心、自己肯定感等を育む取組を家庭と連携して推進します。

④健やかな体の育成

<現状と課題>

- ◆ 体育の授業や運動に対しての好感度や満足度については、男子は高い値を示していますが、女子は、向上させていく必要があります。

また、運動能力については、調査した 8 種目の体力合計点は小中学生男女ともに県平均を上回り、概ね全国平均並みですが、種目によっては、課題の残るものもあり、バランスの取れた能力の育成が求められます。

- ◆ 運動部活動については、平成 24 年度から本格実施となる新学習指導要領において、学校教育活動の一環として明記されたこともあり、一層の充実を図っていく必要があります。

課題については、小規模校における部活動の存続・維持や生徒輸送の安全確保が課題としてあげられます。

- ◆ 基本的な生活習慣の確立については、「朝食・睡眠・テレビ視聴時間」について課題のある児童・生徒の割合は改善傾向にありますが、ゲームやメールなどインターネット環境の急速な発展が児童生徒の生活時間の使い方に大きく影響を及ぼしてきています。

- ◆ 市内小・中学校に栄養教諭を派遣し、食育の授業の充実を図っています。併せて、各学校において「食育講演会」や「弁当の日」が実施されるようになり児童・生徒のみならず保護者の関心も高まってきています。今後も、保護者の啓発に積極的に取り組んでいく必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 児童生徒のバランスの取れた体力・運動能力の育成と健やかな成長を促すため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 健やかで活力を高める学校体育や運動部活動の充実

- ・ 運動の楽しさや喜びを味わい、自ら体力・運動能力を高める活動を推進していきます。
- ・ 小学校体育、中学校運動部活動において、外部人材を積極的に活用していきます。
- ・ 中学校における部活動のあり方や生徒輸送の安全確保等、諸課題に対応するために中体連との連携を強化していきます。

(2) 基本的な生活習慣の確立や望ましい食習慣の形成を図る授業・特別活動の充実

- ・ 健康の 3 原則(食事・運動・睡眠)を定着させる健康教育を推進していきます。
- ・ 栄養教諭を活用した授業の実施など、食に関する指導を充実していきます。
- ・ 育友会や P T A と連携した保護者・家庭への啓発に取り組んでいきます。

| 指 標 名 | | 現 状 値 | | 平成 28 年度 |
|--------------------------------|-----|-------|-----|----------|
| | | | 年度 | 目標値 |
| 体力調査（県）において、各調査項目の市平均が県平均以上の割合 | 小 5 | 93.8% | H23 | 100% |
| | 中 2 | 43.8% | H23 | 100% |

⑤生徒指導の充実

<現状と課題>

- ◆ 市内小・中学校においては、学校単位で見ると大きな問題もなく、児童・生徒は、落ち着いた学校生活を送っていますが、事象別に見ると、「いじめの問題」や「不登校」の従来からの課題に加えて、携帯電話・パソコンの急速な普及によるインターネットトラブルなど新たな課題が生じてきました。とりわけ、インターネットトラブルは、複数校にまたがった事案が多く、問題の解決に向けて、学校間の連携をより一層図っていく必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 各学校における組織的対応力や教職員一人ひとりの対応力の向上により、児童生徒の自律心を育み、また、学校だけで問題を抱え込むのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して問題を解決していくため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 一人ひとりの健全な成長と学校生活の充実を目指した生徒指導の充実

- ・ いじめ、不登校、問題行動の未然防止、早期発見、早期対応等の取組を推進する校内の生徒指導体制を充実してきます。
- ・ インターネットトラブル等新たな問題行動に対する教職員の対応力を高めるための研修体制を充実していきます。
- ・ 児童生徒の自律心を育む指導・活動を推進していきます。

(2) 関係機関と連携した支援体制の充実

- ・ 不登校児童生徒や問題行動への対応について、関係機関と連携した支援体制を充実していきます。
- ・ 生徒指導協議会や校外補導協議会と連携して、家庭・地域と一体となった健全育成活動を推進していきます。

⑥教育センター機能の充実

<現状と課題>

- ◆ 研修については、日田市の教職員の指導力、資質の向上を目指し、日田市の教育課題、日田市の教職員のニーズに応える形で研修講座を企画してきましたが、今後も最新の専門的知識や指導技術等の修得を積極的に図っていくこと目指した研修を企画していく必要があります。

相談活動については、年々複雑化、多様化する子どもたちの問題に対応してきました。多種多様な問題に対応できる相談体制を今後とも維持していく必要があります。

適応指導については、学校復帰に大きな成果をあげておりますが、多様な児童・生徒を受け入れるために施設・設備の拡充をしていく必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 教職員の指導力や資質の向上を目指すとともに、多種多様な問題に対応できる相談体制を今後とも維持し、さらには、施設・設備の拡充を図るため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 教職員の指導力、資質向上の研修体制の充実

- ・ 校長、教頭、教諭（特にミドルリーダー）に求められる学校経営上の心構えと学校運営方法等に関する学校マネジメント研修を実施します。
- ・ 「不登校児童生徒」「発達障がい」その他問題を抱える児童生徒への対応、「心の教育」の充実等学校現場が直面する課題に対し、児童・生徒理解に関する研修を実施します。
- ・ 日田市の現状から求められる教師の指導力の向上を目指した授業づくりに関する研修を実施します。
- ・ ICT機器などの最新の授業技術の修得についての研修を実施します。
- ・ 食育・医療の専門家、民間企業の経営者、従事者など、様々な角度から教育に関わる資質・能力の向上を図るために、専門的分野に関する研修を実施します。
- ・ 研修生 3 名（教科指導及び不登校対応に関する課題別）の研修を実施します。

(2) 教育相談活動と適応指導の充実

- ・ 電話、面談、訪問による「やまびこ教育相談」の充実を図ります。
- ・ 臨床心理士によるカウンセリングや心理セラピーなど心のケアに関する対応の充実を図ります。
- ・ 適応指導教室「やまびこ学級」における支援と訪問指導の充実を図ります。
- ・ 多様な児童生徒を受け入れるための「やまびこ学級」の施設・設備の拡充を図ります。
- ・ 問題行動に対応するための関係機関との連携と支援の充実を図ります。

| 指 標 名 | | 現状値 | | 平成 28 年度 |
|------------|-----|-------|-----|----------|
| | | | 年度 | 目標値 |
| 不登校児童生徒の割合 | 小学生 | 0.32% | H22 | 0.29% |
| | 中学生 | 3.33% | H22 | 2.80% |

2. 特別支援教育の推進

①一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の充実

<現状と課題>

- ◆ 校内委員会の設置や補助職員の配置により、各学校における支援体制の整備は進みつつありますが、特別な支援を必要とする児童生徒数は現在も増加傾向にあり支援の必要性は一層高まっています。より早期から一貫した支援を進めていく

ために、関係機関と連携を深めたり、相談体制を充実させたりしながら、支援体制整備の充実を図ることが必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 障がいの状況を的確に把握し、一人一人のニーズに応じた一貫した支援を進めていくため、以下の点を中心に取り組みます。

- (1) 障がいの状況を的確に把握した就学指導の実施と相談体制の充実
 - ・ 特別支援教育に対する保護者の理解促進を図ります。
 - ・ 児童生徒のニーズに応じた特別支援学級の配置及び支援学級における指導の充実を図ります。
 - ・ 言語障がい・学習障がい等の通級指導教室における相談・指導の充実を図ります。
- (2) 医療・保健・福祉等機関と連携した支援のあり方を検討する特別支援連携協議会の充実
 - ・ 長期に渡る一貫した支援を進めるための個別支援計画の策定を進めます。
 - ・ 保護者等からの相談体制の充実を図ります。
 - ・ 早期からの支援を継続させていくために、幼稚園・保育園長会との連携を進めます。
- (3) 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の充実
- (4) 特別支援教育活動サポート事業の推進
 - ・ 支援を必要とする児童生徒の的確な情報収集を進めるとともに、関係機関における情報の共有を図ります。
 - ・ 児童生徒一人ひとりのニーズに応じた補助職員の適正な配置を進めるとともに、支援の充実に向けた研修を行います。

②障がいの重複化・多様化に対応していくための教職員の指導力向上

<現状と課題>

◆ 特別支援教育に関する研修を受けた教職員の割合は高い数値となっていますが、児童生徒のニーズは多様化していることから、実際の支援につなげるには、個別に支援の方向を探っていくことが必要です。

今後は、専門家からの適切な助言を受けたり、関係機関と連携を進めたりしながら、特別支援教育コーディネーターを含めた教職員の指導力を向上させていく必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 一人一人の教育的ニーズに対応できる教職員の指導力向上に向けて、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 教職員の専門性の向上

- ・ 校内における特別支援教育を推進するために、特別支援教育コーディネーターの育成を図ります。
- ・ 全教職員が特別支援教育に関する指導力を高めるための研修を充実させます。

(2) センターの機能を持つ特別支援学校との連携推進

- ・ 専門家チーム会議や巡回相談等の活用を推進します。

| 指 標 名 | 現状値 | 平成 28 年度 | |
|--------------------------------------|-----|----------|------|
| | | 年度 | 目標値 |
| 特別支援教育に関する計画を個別に作成している学校の割合 | 75% | H23 | 100% |
| 特別支援教育に関する教員研修を受講している教員の割合（H15以降の累計） | 85% | H23 | 100% |

3. 小中連携・小中一貫教育の推進

①小中連携教育の推進

<現状と課題>

- ◆ 現在の義務教育においては、小学校 6 年間と中学校 3 年間でそれぞれのまとまりとした、独立した教育活動が行われています。そのような中、小学校から中学校に進学する中学一年生段階で、学習指導方法の違いや、生活環境・人間関係の大きな変化などにより学校不適応が増加している傾向があり、このような不安や戸惑いを解消できるような教育体制が求められています。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 小学校と中学校の教員が互いに交流し、学習指導方法の違いの検証や生徒指導上の情報の共有化を図ることにより、小中のスムーズな接続を図っていくため、以下の交流研修を充実させます。

(1) 教職員による小中交流研修の取組

- ・ 各学校の校内授業研究会や各教科領域部会授業研究会において、小中学校教員による交流研修を実施します。
- ・ 小学校と中学校の教職員が、相互に児童生徒の学校生活を参観し、情報交換を行うとともに、相互乗り入れの授業等の研修を実施します。

②小中一貫教育の推進

<現状と課題>

- ◆ 施設分離隣接型及び施設一体型小中一貫校は、一つの学校教育目標の下、「前期・中期・後期」の指導区分を設定し、施設分離隣接型小中一貫教育の開始および施設一体型小中一貫校の開校に向けて、9 ヶ年の学びを見通した学習活動が展

開できるよう準備を進めています。

- ◆ 平成 25 年度開校の大明小学校と大明中学校による施設一体型の小中一貫校は、本市初の開校であり、日田市版といえる小中一貫教育のモデルケースとなることから、平成 22 年度より平成 24 年度まで「義務教育 9 ヶ年を見越した学力向上推進事業」を指定し、特色を生かした教育課程の編成や生徒指導の検討などの研究を進めています。
- ◆ 平成 23 年度より日田市教育課程等研究協議会内に小中一貫教育部会を設置し、研究を進めています。
- ◆ 「小中学校教師による授業交流」や「中期における教科担任制」「小 1 から中 3 までの幅広い異年齢集団による様々な活動」等、分離・隣接型一貫校と施設一体型一貫校とともに、特色を生かした取組が行われることから、これを効果的に進めていくための教育課程の編成と教員配置が必要になります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 相互の教職員の連携により、義務教育 9 ヶ年を一体的にとらえた教育課程や指導方法、学習の場の設定等を工夫し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指すために、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 小中一貫教育の特色を生かす取組

- ・ 小中一貫校の特色を生かすための教員配置に留意します。
- ・ 小中一貫校の特色を生かすための教育課程を編成します。
- ・ 小中一貫教育へのスムーズな移行に向けて、児童・生徒の交流、教職員の交流の機会を確保します。
- ・ 教育課程に地域行事との関連や地域の人材活用など、地域との結びつきが位置付くよう指導します。

(2) 義務教育 9 ヶ年を見通した研究体制

- ・ 平成 25 年度開校の大明小中一貫校の職員研修体制を維持するため、平成 22 年度より大明地区に委託している「義務教育 9 ヶ年を見越した学力向上推進事業」を平成 24 年度まで継続すると共に、日田市における小中一貫教育に関する教職員研修体制を充実させます。
- ・ 分離・隣接型及び、施設一体型小中一貫校において、一つの学校教育目標のもとで、義務教育 9 ヶ年を見通した、より効果的な教育活動を推進します。

| | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-------------|-------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 前津江 中学校区 | 大野小学校、赤石小学校、出野小学校を統合し、前津江小学校を開校 | 分離隣接型小中一貫教育の開始 | | |
| 東溪 中学校区 | 馬原小学校、台小学校、丸山小学校、桜竹小学校を統合し、東溪小学校を開校 | 分離隣接型小中一貫教育の開始 | | |
| 五馬 中学校区 | 五馬市小学校、出口小学校、塚田小学校を統合し、いつま小学校を開校 | 分離隣接型小中一貫教育の開始 | | |
| 大明 中学校区 | | 大明小学校と大明中学校による施設一体型小中一貫校の開校 | | |
| 津江 中学校区 | 中津江小学校、上津江小学校を統合し、津江小学校を開校 | | 津江小学校と津江中学校による施設一体型小中一貫校の開校 | |
| 大山 中学校区 | | 大山小学校、鎌手小学校、都築小学校を統合し、新統合小学校を開校 | | 新統合小学校と大山中学校による施設一体型小中一貫校の開校 |

4. 学校人権教育の充実

①「日田市人権教育基本方針」に則った人権教育の推進

<現状と課題>

- ◆ 平成24年度から施行される「日田市人権教育基本方針」に則り、学校における人権教育を推進していくことが必要です。
- ◆ 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の周知はできていますが、それを活用した人権教育の具体的な実践の推進がまだ十分ではなく、今後はそれを積極的に活用した実践の推進が必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 「日田市人権教育基本方針」及び「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の理念を基盤とする人権教育を、学校において推進していくために、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 「日田市人権教育基本方針」の周知

- ・ 「日田市人権教育基本方針」を教職員等に周知し、人権教育を推進する際の指針とします。

(2) 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の活用

- ・ 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を人権教育推進の拠り所として活用していきます。

②学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

<現状と課題>

- ◆ 学校教育活動全体を通し人権教育を推進していく体制作りは確立されていますが、その体制がどのように機能し具体的な成果と課題をもたらしたのかを把握し、それをもとに改善していくことが必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ これまでの推進体制をさらに確立させ、学校における人権教育をより効果的に推進していくために、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 学校としての組織的な取組の推進

- ・ 校内推進体制を確立するとともに、人権教育の目標設定、全体構想図及び年間指導計画の作成などの取組を組織的・継続的に行います。

(2) 人権教育主任との連携

- ・ 人権教育主任を対象とする会議及び研修を定期的で開催し、常に人権教育に関する内容を共有できる体制をつくります。

(3) 取組の点検・評価

- ・ 教育活動全体を通じた人権教育の取組について、児童生徒にどのような効果が現れているのかを、アンケート調査等からわかる児童生徒の姿を通して点検・評価することで、改善・充実のための方策を明らかにし、次年度の計画につなげます。

(4) 人権尊重の視点に立った学校づくりの推進

- ・ 人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」の推進を図ります。

- ・ 学級や学校において、言語環境の改善や自己肯定感を高めていける掲示物等の工夫を推進します。

③人権に関する知的理解と人権感覚を育てる人権教育の指導内容及び指導方法の充実

<現状と課題>

- ◆ 「日田市人権学習共通教材」などを活用した人権学習等で、児童生徒が人権に関する基本的な知識を学ぶことはできていますが、自己肯定感が低いことや人権に関する知識が人権擁護の行動へ繋がっていないなどの現状があります。

また、人権感覚を育てるために、体験的参加型学習などの取組を実践してきましたが、その実践が単発的であったり、理論に基づく系統的な学習活動が展開できなかつたりして十分な効果が出ていません。これらの現状から、人権教育の指導内容及び指導方法の改善を図る必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 児童生徒の人権に関する知的理解と人権感覚を育成していくために、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 指導内容の工夫

- ・ 人権に関する知識が、自他の人権を守ろうとする考え方や生き方へとつながるように、その知識内容を肯定的に受け止め、主体的に共感できるような指導内容を工夫します。
- ・ 人権教育を通じて育てたい資質・能力の全体像を意識しながら、共感的に理解する力、コミュニケーション能力、自他の人間関係を調整する能力などが育つような指導内容を工夫します。
- ・ 人権学習と各教科等の学習を系統的に関連付け、互いに学んだ内容をより深めていきます。
- ・ 主体的に進路を選択する能力・態度の育成を目標とする「キャリア教育」等を通し、児童生徒が積極的に自己の進路実現を目指そうとする意欲態度や、そのための資質・能力を育てていけるような指導内容を工夫します。
- ・ 児童生徒が、他者とのつながりを意識したり、様々な人と出会ったりすることで、人の生き方や考え方にふれ、自己肯定感を高めることができるような指導内容を工夫します。

(2) 指導方法の工夫

- ・ 「日田市人権学習共通教材」の活用を中心に、児童生徒が課題意識をもち、自ら考え、主体的に判断する力や多面的な視点で考える力、合理的なものの見方や考え方などを育てていける指導方法を工夫します。
- ・ 「協力」「参加」「体験」の形態を活用し、自分で「感じ、考え、行動する」主体的、実践的な学習活動等を通して、人権感覚を育成する指導方法の工夫をします。

(3) 人権学習に関する教材・資料等の研究開発

- ・ 児童生徒の現状や【人権学習アンケート】の結果から、「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」の諸要素を考慮しながら、「日田市人権学習共通教材」を見直し改訂していきます。

| 指標名 | 現状値 | | 平成 28 年度 |
|-----------------------------|----------------------|-----|----------------------|
| | | 年度 | 目標値 |
| 児童生徒が自己肯定感を感じている割合 | 児童 72.0% 生徒 52.0% | H23 | 児童 80.0% 生徒 65.0% |
| 人権教育に関わる体験的参加型学習を受けた児童生徒の割合 | 児童 76.0% 生徒 78.0% | H23 | 児童 100% 生徒 100% |

④教職員研修の充実

<現状と課題>

- ◆ 教職員研修は、開催数も内容も充実しており、教職員の人権感覚の向上などその効果も出ていますが、教職員が学んだことを人権教育の具体的実践として活かしていくためにも、さらなる研修が必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 教職員研修をさらに充実させ、研修による効果をより具体的な実践へつなげていけるように、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 教育委員会主催による教職員研修の実施

- ・ [第三次とりまとめ]に関する理論及び実践を学習できる内容や、体験的参加型の手法等を取り入れ、教職員自身の人権感覚や人権教育の指導に関する資質能力がさらに高められるような各種研修会を開催します。

(2) [第三次とりまとめ]を活用した各学校の実践事例の交流

- ・ 人権教育研究指定校の研究成果や各学校が実践している事例を、互いの実践につなげられるように交流できる場の設定や情報提供を行います。

(3) 校内教職員研修の支援

- ・ 人権教育に関わる校内研修に対し、講師派遣や資料提供を積極的に行います。
- ・ 人権教育の実践をより確かなものにしていくために、同和問題を中心とする個別的な人権課題の研修を、関係機関と連携しながら行っていきます。
- ・ 人権教育を推進していく教職員等を対象とした、指導者用の学習資料を作成します。

(4) 地域で行われる人権教育・啓発活動への積極的な参加

- ・ 各地区集会所の人権講座や人権に関するイベント及び、地域で行われる人権講座等の情報を提供し、積極的な参加を促進します。

⑤家庭、地域や関係機関及び小・中学校の連携

<現状と課題>

- ◆ 各学校で実施している保護者や地域住民に対する人権講演会等の開会は定着していますが、さらに、学校と家庭・地域が共有でき、一緒になって考えることができる人権をテーマとする人権講演会等の企画運営が必要です。

また、小・中学校間の連携は、ブロックごとでの授業公開等に互いに参加するなどの取組が行われていますが、さらなる連携が必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 保護者や地域住民に対して学校における人権教育への理解と支援が得られ、また、小・中学校間の連携がさらに深まっていくように、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 学校で行う人権講演会等に対する支援

- ・ 人権学習授業の公開や、人権教育に関する内容を話題とする懇談会等について、その意義を確認し、実施を推進していきます。
- ・ 保護者や地域住民を対象とした人権講演会に対し、講師派遣や開催に関する情宣など積極的に支援を行い、講師については地域社会の多様な人材を積極的に活用していきます。
- ・ 子どもの自己肯定感を育むことの大切さをテーマとする小学校校区での人権コンサートなどを企画し、就学前の幼児を持つ保護者も参加できる体制を整えます。

(2) 小・中学校の連携の推進

- ・ 市内小・中学校の統廃合の状況に応じ、研修ブロックを再編し、公開授業の開催などを通して小・中学校間の連携を図ります。
- ・ 小・中学校間での相互の授業公開、合同研修、交流学习及び入学、進学にとりもなう情報交換等において、人権の視点を基盤とした取組を推進します。

| 指標名 | | | 平成 28 年度 |
|-------------------------------|-------|-----|----------|
| | 現状値 | 年度 | 目標値 |
| 人権教育に関わる授業参観(保護者対象)を実施した学校の割合 | 97.5% | H23 | 100% |

鋭きも鈍きも共に捨て難し

錐(きり)と鋤(つち)とに使いわけなば



Ⅱ－第 2 信頼と協働による学校づくりの推進

1. 安全・安心な学校づくり

①安全・安心で快適な学校施設整備の推進

<現状と課題>

◆ 学校は児童生徒が 1 日の大半を過ごす場であるとともに、災害時においては、地域住民の緊急避難施設として活用されることから、十分な耐震性の確保が求められています。これまで耐震性の低いものから順次耐震補強及び改築を行ってきましたが、残る全施設についても耐震化を図る必要があります。

また、建物本体部分の耐震化と併せて天井材、外壁材、書棚等のいわゆる「非構造部材」についても落下、転倒による危険性があることから、危険箇所の改修に取り組む必要があります。

◆ 施設の老朽化対策については、建築年の古いものから順次改修・改築に取り組んできましたが、今後は、施設のより長期の活用や建設経費の削減の観点から、施設の延命化も含めて計画的な整備に取り組むことが必要です。

◆ 学校施設内の遊具及び体育器具による事故が全国的に発生していることから、子どもたちが安全にかつ安心して遊具等を利用できるよう、日常的な点検や専門業者によるきめ細かい定期点検をこれまで以上に実施していくことが求められています。

◆ 環境に配慮したエコスクールの推進にあたっては、太陽光発電や校舎の木質化などの自然エネルギーの導入や環境負荷の低減に貢献するとともに、児童生徒や地域住民に対する環境教育の拠点施設となるよう整備を図ってきました。今後も、太陽光発電設備の未設置校への計画的な設置と校舎等の改修改築における木質化を推進します。

また、夏に高温多湿となる本市の気候条件を緩和し児童生徒にとって快適な学習環境を提供するため、中学校の普通教室に空調機を設置しました。今後は小学校の普通教室及び小中学校の特別教室にも順次空調機を設置していきます。

<基本的方向と今後の取組>

◆ 安全・安心で快適な学校施設整備を推進するため、耐震化を 100%とし、快適で環境に配慮した施設整備を目指して、以下の点を中心に取り組めます。

(1) 耐震化の推進

- ・ 耐震化を要する施設については、平成 26 年度までに全ての耐震化を完了します。
- ・ 学校施設の「非構造部材」については、学校現場と連携して実態把握を行うとともに、危険箇所の改修に取り組めます。

(2) 老朽化対策の取組

- ・ 学校施設の整備については、「学校施設整備推進計画」に基づいて計画的に進めるとともに、早期の営繕改修等により施設の延命化に向けた取組を進めます。

(3) 学校内の遊具等の施設管理の徹底

- ・ 学校施設内の遊具及び体育器具による事故を未然に防止し、安全で安心な施設を子どもたちに提供するため、施設のより一層の点検・改修に努めます。

(4) 環境に配慮した快適な施設整備の推進

- ・ 児童生徒や地域住民に対する環境教育の発信拠点となるよう太陽光発電設備の未設置校への設置や他の自然エネルギーの導入を検討するとともに、校舎等の木質化を進めます。
- ・ 快適な学習環境を確保するため、全小中学校の普通教室及び特別教室に空調機を設置します。

| 指 標 名 | 現状値 | 目標値 | |
|------------------------------------|-------|-----|----------|
| | | 年度 | 平成 28 年度 |
| 学校施設の耐震化 | 76.1% | H23 | 100% |
| 小中学校への太陽光発電設備の設置 | 10 基 | H23 | 23 基 |
| 学校施設（普通教室・特別支援教室・特別教室・管理諸室）のエアコン設置 | 29.4% | H23 | 100% |

②児童生徒の安全確保

<現状と課題>

- ◆ 学校内や登下校時の児童生徒の安全確保は、最優先の課題であり、校内への不審者の侵入対策や近年増加傾向にある不審者事案など、登下校時においても児童生徒の安全確保には十分な対策に取り組む必要があります。

<基本的方向と今後の取組>

- ◆ 児童生徒の安全を確保するため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 安全確保のための危機管理体制の充実

- ・ 学校、家庭、地域及び関係機関と連携した児童生徒の登下校時の安全確保に努めます。
- ・ 施設、設備の充実や教職員の緊急時の対応力向上による児童生徒の校内における安全確保に努めます。

(2) 児童生徒の判断力や行動力を高める防災教育の充実

- ・ 「自分の命は自分で守る」ことのできる児童生徒を育成します。

(3) 学校施設の防犯対策の推進

- ・ 不審者の学校内への侵入対策の観点から、学校ごとの立地環境に応じた整備について、学校と連携しながら必要かつ有効な安全対策を講じていきます。

2. 豊かで適正な教育環境の整備

①教育環境整備事業の推進

<現状と課題>

- ◆ 教育環境整備事業については、「日田市立小中学校教育環境整備検討委員会」から出された答申に基づいて、学校規模の適正化、複式学級の解消、小中一貫教育の導入等を目的に取り組み、対象 6 地区全地区について方針決定がなされ、統合並びにその後の小中一貫教育の導入に向けた準備が行われています。今後は、統合後の小学校さらには小中一貫校において、児童生徒が豊かな教育環境の中で、より充実した教育を受けることができるよう、教育課程や指導方法の工夫並びに施設整備等の取組を進めることが必要となります。

また、平成 22 年度に導入したシンククライアントシステムによる校務用コンピュータでの情報共有や活用面での工夫をより一層行う必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 教育環境整備については、学校規模の適正化、複式学級の解消や小中一貫教育の導入、さらには学校図書館の充実など、児童生徒が豊かな教育環境の中で、より充実した教育を受けられるよう、また、シンククライアントシステムによる校務用コンピュータのメリットを十分生かせるよう、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 統合小学校及び小中一貫校における教育環境の充実

- ・ 統合後の小学校及び小中一貫校の学校においてスクールバスの運行や必要に応じた施設整備を推進するとともに、小中一貫教育による教育効果を高めるための指導体制等の工夫改善を推進します。

(2) 学校図書館の充実

- ・ 国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において指摘されているように、昨今の情報メディアの発達普及等により、子どもの読書離れが進む中、学校図書館は児童生徒の読書習慣を形成し、豊かな心を育む上で、その役割はますます高まっています。

このため、児童生徒にとって「読書センター」や「学習情報センター」としての役割をもつ学校図書館をより活性化するため、全小中学校に学校図書司書を配置します。

(3) シンクライアントシステムによる校務用コンピュータの活用

- ・ シンクライアントシステムの導入により、専門ソフトウェアの共同利用や教材及び様々な情報の共有が可能となったことから、システムのメリットを最大限生かせるよう教職員と連携をとり、活用策を工夫します。

②安心して学べる支援事業の推進

<現状と課題>

- ◆ 依然として景気低迷が続く中、能力が有りながら経済的な理由で修学が困難となる者や、学校から遠隔地のため通学にあたって経済的な負担を強いられる保護者など、近年教育に係る支援を必要とする者は増加している現状にあります。

また、学校の授業において必要不可欠となる教材等に係る経費を保護者負担としており、学校や学級間で使用教材の質や量が異なることや、保護者の負担度合いに格差が生じていた実態があったことから、教材費に係る経費を公費で負担することにより、市内のどこでも同じように安心して学べる環境をつくる必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 教育に係る経済的な負担を軽減し、安心して学べる環境づくりを推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 奨学資金事業の推進

- ・ 平成 23 年度に改正した奨学資金制度のより効果的な運用に努めるとともに、返還金の滞納対策を強化し、基金の安定的な運用に努めます。

(2) 教材費に係る保護者負担軽減事業の推進

- ・ 児童生徒が授業で使用する教材等の購入に係る経費の公費負担を継続することにより、保護者の経済的負担を軽減し、より安心して学べる教育環境づくりを推進します。

(3) 就学支援事業の推進

- ・ 低所得のため子どもを就学させることが困難な保護者や遠距離のため通学における経済的負担が大きい保護者の負担軽減を図ることにより、安心して学べる環境を提供するため要保護準要保護就学援助事業、遠距離通学者に対する通学補助及び遠距離のため下宿代等を要する高校生の保護者への就学援助事業を推進します。



3. 家庭・地域と連携した学校づくり

①地域と連携した学校づくりの推進

<現状と課題>

- ◆ 各学校とも、学校自己評価及び学校関係者評価をもとにした学校運営の組織的・継続的な改善が図られており、学校便りやHPによる学校情報の公開や、学校開放日を通じた地域との連携が図られています。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 地域との連携の下で子どもを育ていく学校づくりを推進していくために、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 学校評価推進

- ・ 学校評価書の評価項目（指標）を「学校教育の重点」に関連づけ、学校運営の活性化を図ります。

(2) 学校運営協議会の在り方に関する研究の推進

- ・ 地域と共に子どもを育て学校運営を充実させるため、分離・隣接型及び施設一体型の小中一貫教育校における学校運営協議会の在り方について研究を進めます。

(3) 教育を考える週間（全市一斉学校開放日）の設定

- ・ 春と秋の年 2 回市内全小中学校において、保護者や地域の方々を対象にオープンスクール（学校開放）を実施し、学校や児童・生徒及び学校教育についての関心と理解を深めます。

(4) 情報公開の推進について

- ・ 平成 22 年度に導入したHP新システムにより、定期的な学校HPの更新を図ります。

②家庭・地域との連携協力体制づくりの推進

<現状と課題>

- ◆ 地域との連携を推進していく中で、地域の学校としての関心が高まると共に、様々な学習活動においても地域人材の活用等、結びつきが強まっています。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 学校、家庭及び地域の方々その他関係者の、教育におけるそれぞれの役割と責任のもとに、相互の連携と協力を推進していくために、以下の点を中心に取り組みます。

- (1) 学校評議員制度及び学力向上会議の有効活用
 - ・ 学校評議員からの意見聴取や学力向上会議の開催により、学校、家庭、地域の連携の強化を図ります。
- (2) 教育懇談会の実施
 - ・ 地区別教育懇談会を実施し、家庭や地域の方との連携強化を図ります。
- (3) 基本的学習習慣の徹底及び家庭学習支援
 - ・ 日田市教育委員会版「家庭学習の手引き」を作成し、望ましい学習習慣の確立を図ります。

4. 安全・安心な学校給食の提供

①安全かつバランスの取れた食事の提供

<現状と課題>

- ◆ 安全かつバランスの取れた食事を提供するためには、食材の購入については細心の注意を払いながら、調理段階においても食材に対する検収強化により安心・安全な給食の提供に努めることが重要です。

さらには、日田産食材の拡充を図りながら地産地消を推進し、栄養バランスの取れた献立の提供に努めていく必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 安全・安心で栄養バランスのとれた食事を提供するため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 安全かつバランスの取れた食事の提供

- ・ 安全な食材の選定・購入に努め、さらには調理段階においても購入食材の検収を強化することにより、安全・安心な食事を提供します。
- ・ 食材にこだわり、日田産食材の利用促進を図り、地産地消に取り組みます。

| 指 標 名 | 現状値 | | 目標値 |
|-----------------------|-------|-----|----------|
| | | 年度 | 平成 28 年度 |
| 地産地消の割合（日田産農産物・重量ベース） | 52.9% | H23 | 60.0% |

②施設の効率的な運用と統廃合

<現状と課題>

- ◆ 学校給食施設については学校統廃合に合わせ、児童・生徒数の推移を勘案しながら、学校給食施設の再編・整備を検討する必要があります。

また、運営協議会についても給食施設の再編の進捗により統一化を図ることが課題となっています。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 施設の効率的な運用と、学校給食運営の合理化を図るために、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 学校統廃合に伴う学校給食調理場の施設整備

- ・ 学校給食施設については、学校統廃合に合わせ、配送学校の位置、学校数及び調理食数等を考慮し、給食施設の再編・整備と施設規模に応じた管理・運営について計画策定に取り組みます。

(2) 学校給食運営協議会の統一について

- ・ 学校給食運営協議会については、学校の統廃合や給食施設の再編の進捗に合わせ、経理、給食費の徴収、献立、食材の共同購入など事務の統一化を図り、合理的な運営に努めます。

③施設の適正な維持管理

<現状と課題>

◆ 学校給食調理場に関しては、各施設において施設の老朽化による厨房機器、設備等の故障が発生しており、給食業務に影響を及ぼす事象も発生しているため、機器、設備の故障が原因で給食が止まることがないように、随時、状態を把握しながら、計画的な修理、改修さらには機器の更新を進めて行く必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 調理場施設や厨房機器及び設備の故障や不具合が原因で、給食が止まったり、食中毒が発生したりすることがないように、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 学校給食施設の計画的な維持補修

- ・ 給食の提供に影響がないように、安全・安心な調理場の維持に努めます。施設、設備の環境衛生面においても、万全の維持管理に努め、食中毒等の事故を起こさないようにします。異物混入防止対策としても調理機器、器具等の点検を強化し、機器の更新も視野に入れた施設整備を行います。

④学校給食費の未納問題解消

<現状と課題>

◆ 学校給食費の未納状況については、改善がみられるものの 100 パーセントの納付とはなっていないことから、今後も継続的に未納解消に取り組む必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 学校給食費の未納を解消し、学校給食の健全な運営を行うため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 学校給食費の未納問題解消

- 学校給食費の未納問題が生じる背景には、児童生徒の家庭環境など様々な要因が考えられますが、学校給食の意義・役割や給食費を未納することにより生じる問題についても十分に認識させるため、学校給食費の未納状況を随時把握し、当該学校の教職員と連携して未納問題の解消に努めます。
- 悪質滞納者が発生した場合は、法的措置についても検討します。



Ⅲ 《社会教育の充実》

Ⅲ－第1 社会教育の推進と生涯学習社会の形成

1. 社会教育の推進

① 充実した社会教育の実施

<現状と課題>

- ◆ 市民の「生涯学習」を形成するためには、社会教育の果たす役割が大変重要です。これまで、生涯学習課、中央公民館、地区公民館において社会教育に関わる事業を展開してきましたが、各施設において、社会教育を推進するための明確な役割分担が出来ていませんでした。平成23年度に一般財団法人日田市公民館運営事業団が設立され、また、生涯学習課と中央公民館を一体化したことにより、各施設の役割分担を明確にし、また、連携を図りながら社会教育を推進していくことが必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 社会教育施設の役割に応じた社会教育の推進と連携を図るため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 全市民を対象とした各種講座の開催とその成果による人材育成

- ・ 社会教育課・中央公民館において、高齢者を対象とした講座や語学講座など、全市民を対象とした各種講座を開催し、その成果によるボランティアとなる人材を育成します。

(2) 各地区公民館における地域の実情に応じ、かつ、実際生活に即した各種事業の展開

- ・ 各地区公民館においては、指定管理者である一般財団法人日田市公民館運営事業団職員により、各種事業を開催します。
- ・ 各地区公民館で行う事業は、「地域の生活に根ざした事業」「住民の教養を高める事業」「地域の和をつくる事業」を核として実施します。

(3) 社会教育施設ネットワークの形成

- ・ 図書館、博物館など社会教育関連施設と引き続き連携を図り、社会教育課・中央公民館や地区公民館事業での学習メニューの充実に努めます。

| 指 標 名 | 現状値 | | 目標値 |
|--------------------|-----|-----|--------|
| | | 年度 | 平成28年度 |
| 社会教育におけるボランティアの登録数 | 0人 | H23 | 40人 |

②社会教育における専門性を持った人材の育成

<現状と課題>

- ◆ 社会教育課・中央公民館及び地区公民館において、市民の社会教育を推進していくためには、社会教育に関する専門的知識を持った職員の育成が必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 社会教育職員の専門的資質の向上のため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 指導者としての資質の向上と配置

- ・ 社会教育職員の資質の向上のため、社会教育主事講習等の各種研修会への参加を促進します。
- ・ 社会教育課・中央公民館や地区公民館に、高い専門性を持った社会教育主事職員の配置に努めます。

| 指 標 名 | 現状値 | 目標値 | |
|-----------|------|-----|----------|
| | | 年度 | 平成 28 年度 |
| 社会教育主事職員数 | 15 人 | H23 | 22 人 |

2. 市民の生涯学習を支えるための基盤の整備

①生涯学習施策の総合的推進のための連携の促進と強化

<現状と課題>

- ◆ 各地区公民館において、平成 16 年度から公民館職員の民営化や指定管理者制度を導入し、平成 23 年度には一般財団法人日田市公民館運営事業団を設立し、この財団法人を地区公民館の指定管理者として、各地区公民館での社会教育の充実と生涯学習推進体制を整えました。今後は、行政と公民館、各種団体が連携を図り、市民の更なる生涯学習の推進と生涯学習による「ひとづくり」に努めます。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 社会教育課・中央公民館と地区公民館の役割分担を明確にし、一般財団法人日田市公民館運営事業団をはじめ各関係機関との連携促進を図り、生涯学習施策を総合的に推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 生涯学習施策の総合的推進のための連携の促進と強化

- ・ 生涯学習施策の総合的な推進のため、市長部局の関係各課や社会教育団体をはじめ各種団体、及び大分県公民館連合会等の公民館関係団体との横断的な情報の共有と連携を促進します。

(2) 市全体の生涯学習に関わる事業の展開

- ・ 市民の生涯学習を推進するため、各団体との連携により各種大会を開催します。
- ・ 統合再編した社会教育課・中央公民館において、生涯学習の総合的な企画・運営及び全市民を対象とした事業の展開と人材・ボランティアの育成を行います。

(3) 一般財団法人日田市公民館運営事業団への指導・監督と連携

- ・ 各地区公民館で、社会教育法、及び日田市が掲げる生涯学習に関する施策に沿った地区公民館事業が展開できるよう指導・監督を行ないます。
- ・ 社会教育課・中央公民館と地区公民館の役割分担を明確にし、行政と一般財団法人日田市公民館運営事業団の連携を図り、効果的な地区公民館の運営に努めます。

②地域の独自性を尊重した生涯学習推進のための学習環境の整備

<現状と課題>

- ◆ 市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送れるように、生涯にわたって学習する基盤として 20 地区に公民館を整備しました。今後も引き続き、公民館の施設整備を進めるとともに、市民の生涯学習を推進するため、各種支援を行ってまいります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 地域の独自性を尊重した学習環境の整備に向けて、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 地域の特色を生かした事業の推進

- ・ 地区公民館を民間に委託したことにより、地域の特色ある事業が展開されています。引き続き、一般財団法人日田市公民館運営事業団と地区公民館運営委員会が連携を図り、地域の特色を生かした事業展開が図られるよう支援を行います。

(2) 各公民館の施設整備

- ・ 市民の安全に配慮した施設の営繕と、市民が学習したいときに利用できる施設及び備品の整備に努めます。
- ・ 公民館建設、施設整備については、新耐震基準を基本に整備を進めます。



3. 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実

①子育てを地域全体で行う「協育」ネットワーク（地域・公民館・学校）の充実

<現状と課題>

- ◆ 少子高齢化の進行などにより、子どもや家庭を取り巻く環境が変化し、家庭の教育力の低下や地域における人間関係の希薄化が指摘されています。子どもたちの健やかな成長を育むため、公民館や地域における様々な生活体験活動の実施や放課後、休日の安全・安心な居場所づくり、普段からの地域・学校・公民館の連携を図ることが必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 子育てを地域全体で行うネットワークの形成に向けて、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 地域・公民館・学校との連携

- ・ 普段から、学校と公民館が協働して活動・事業に取り組めるよう連携を図ります。
- ・ 社会教育課と地区公民館が地域の人材を活用して行う「学校支援事業(仮称)」を立ち上げ、公民館職員がコーディネーターとなり公民館ごとに地域の人材を発掘し、発掘した人材を社会教育課で登録、小中学校での総合的な学習の時間に活用します。併せて、各学校に配置された「地域協育推進担当者」と公民館及び社会教育課と学校教育課が連携を図り、地域・学校・公民館が一体となった「協育」ネットワーク事業を展開します。

(2) 就学児童の放課後や休日の活動の充実

- ・ 就学児童の放課後や休日の活動については、家庭における生活を基本に、社会教育課において、学校や地域及び各種団体、市関係部局との連携により「放課後子ども教室」を実施し、放課後や休日における子どもの居場所作りを促進するとともに、「日田市放課後対策事業運営委員会」において、活動や運営に関する情報・意見交換を行い、「放課後子どもプラン事業」の充実を図ります。

(3) 家庭教育の充実

- ・ 社会教育課と地区公民館が連携し、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

(4) 公民館と各団体との連携の促進

- ・ 公民館が、育友会、PTA、自治会子ども会等の各種団体や家庭・学校と連携・協働して青少年の健全育成に取り組み、各種講演会や大会を実施できるよう社会教育課が支援を行います。

(5) 地域における体験活動の推進

- ・ 地区公民館で、児童・生徒を対象として、地域の財産・特色を活かした様々な体験活動を、学校や児童・生徒の保護者、人生経験豊富な高齢者等の協力を得て、地域住民との連携により実施します。
- ・ 一般財団法人日田市公民館運営事業団職員が野外体験活動の指導者となるよう専門的な資格の取得や研修機会を提供します。

| 指 標 名 | 現状値 | | 目標値 |
|-------------------|------|-----|----------|
| | | 年度 | 平成 28 年度 |
| 家庭教育講座を開催する地区公民館数 | 12 館 | H23 | 20 館 |

②「大人が変われば、子どもも変わる」理念の啓発

<現状と課題>

- ◆ 青少年の規範意識の低下や自立の遅れなどの問題は、大人社会の問題でもあります。大人自身が青少年に対し、社会には基本的なルールやマナーがあることを自らの行動により示す必要があります。日田市においても、関係機関や各団体との連携により家庭や地域に対して啓発を行っていくことが必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 「大人が変われば子どもも変わる」理念に基づく活動を推進し、こころ豊かでいきいきとした青少年を育成するため、日田市青少年問題協議会を中心として関係機関や各団体に働きかけ、理念の啓発を進めるため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 学校や公民館、地域団体との連携

- ・ 青少年健全育成大会では、小・中・高・育友会・学校教諭による実践発表や地区公民館・地域団体による実践発表を行い、市内全域で健全育成活動の啓発を進めます。
- ・ 「青少年の日」における街頭などでのあいさつ運動、「公共マナー向上運動」、チラシ配布やポスター掲示による広報など、「大人が変われば、子どもも変わる」理念に基づく活動を行います。
- ・ 学校や公民館と連携し、健全育成に関する活動情報や取組を地域や家庭に提供するなど、広報活動を促進し、関係機関や団体と共に家庭・学校・職場・地域などが一体となった青少年の健全育成活動に努めます。

4. 社会教育における人権教育の充実

①社会教育における人権問題への取組の充実・支援

<現状と課題>

◆ 公民館等での人権学習会の取組は、実施回数は増えてきたものの、学習内容については、同和問題や高齢者の人権に関するものに偏っていた傾向があります。また、学習会の必要に応じた資料の提供や、ファシリテーターを活用した、学習プログラムの提供なども十分ではありませんでした。

今後は、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあえる社会の実現に向け、同和問題をはじめさまざまな人権問題について、地区公民館や地域等における人権学習の推進と、学習内容に応じた教材や資料を提供するとともに、継続したファシリテーターの育成及び公民館や地域での学習会に派遣するなど支援体制を確立する必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 社会教育における人権教育を推進するため、「日田市人権教育基本方針」に基づき、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 「人権に関わる市民意識調査」に基いた人権学習の推進

- ・ 「人権に関わる市民意識調査」結果を基に、市民の人権に関する実情に応じた学習を実施し、人権問題に対する正しい知識と理解の取得を進めます。

(2) 体験的参加型学習会の拡充と人材の育成及び活用

- ・ ファシリテーター養成講座修了生に対して、学習会の進め方やワークショップの新たな手法についての理解を深めるファシリテーター育成講座を行ない、資質の向上を図るとともに、ファシリテーターとして、様々な場所で開催される学習会でその役目を果たせるよう、公民館をはじめ、自治会や学校現場、民間企業などとの連携・協力体制を確立し、協働してファシリテーターを活用した人権教育を行ないます。

(3) 公民館職員に対する人権教育の充実

- ・ 公民館職員の人権問題に対する意識や公民館における人権学習内容の充実のため、講義形式のほか、ワークショップの手法を取り入れるとともに、公民館職員が自らの知識の高まりや人権感覚の高揚を実感できるよう研修内容の充実を図ります。

また、地区公民館を利用する地域住民だけでなく、市民一人ひとりの人権意識の向上と人権に関する正しい知識と理解を深めるため、咸宜大学をはじめ、社会教育課・中央公民館で主催する事業の講座等で人権学習を取り入れ、人権について学べる場を提供することにより、様々な人権問題を、自分の課題として考え解決に向け行動する人権感覚の涵養を図ります。

(4) 公民館等での人権学習活動の充実

- 公民館や地域などの人権学習活動の計画や内容について、関係機関と連携し情報を共有し、学習内容に応じた講師の紹介や派遣、資料や情報を提供するとともに、人権問題に対してシリーズ化した学習プログラムを作成し学習会を開催することにより、内容の充実を図ります。

また、公民館においては人権学習会以外の各種講座の中でも、人権問題に関する資料や情報を提供し、正しい知識の取得と理解を深める、市民の人権意識の向上を図ります。

| 指 標 名 | 現状値 | 目標値 | |
|---------------------------|-----|-----|----------|
| | | 年度 | 平成 28 年度 |
| 地区公民館講座における体験的参加型人権学習の開催数 | 0 回 | H23 | 10 回 |

5. 博物館の整備と機能の充実

①博物館施設の整備・充実

<現状と課題>

- ◆ 博物館は、昭和 35 年 12 月に開館して以来、51 年目を迎え、これまで自然教室による環境学習や自然に関する展示を行うなど、より多くの市民に対し、自然環境の大切さや環境保全の重要性について啓発する事業に取り組んできました。

また、自然環境問題が市民の注目を集めるようになり、自然環境への市民の関心が高まる中、引き続き自然の大切さを啓発していくことが必要です。

しかし、建物は老朽化し、設備面においては、建設当初から展示スペースが狭く収蔵施設もないことから、新たな自然史博物館建設に向けた取り組みを進める必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 従来の自然史を中心として、生物の生態や科学などの分野も新たに取り入れ、市民が生きた自然を学べるよう、積極的に活動を行う博物館を目指すため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 自然史博物館の整備に向けた取組

- 新たな博物館建設に向けた基本計画の策定及び実施設計などに取り組みます。

(2) 展示資料・設備の充実並びに展示方法の工夫

- 新博物館建設に向けて、より自然の様子が分かり、見やすい展示を目指すために、展示資料や機能面の充実を図ります。

- (3) 学校や公民館等と連携した事業展開
 - ・ 自然や科学に関心を持つ子ども達の育成に取り組むため、今後も学校や公民館と連携した事業に取り組んでいきます。
- (4) 博物館独自の自然史の調査・研究
 - ・ 専門的知識を持つ市外の博物館に勤務している学芸員や小・中・高・大学の先生方に指導や協力を得ることで、博物館が市内に残る自然の調査研究を行い、自然環境の様子を多くの市民に紹介することのできる体制整備を進めます。
- (5) 専門的知識を有する人との関わり方の工夫
 - ・ 博物館活動に参加できる市民有識者や市民ボランティアを育成するため、委託等により専門的知識を持つ学芸員や先生方の人員確保に努めます。
- (6) 市民自らがボランティアなどで博物館活動に参画できる体制作り
 - ・ 博物館では専門的知識を持つ学芸員や先生方に指導や協力を得ることで、市民自らがボランティアなどで博物館活動に参加できる体制整備を進めます。
- (7) 企画展の開催
 - ・ 市内の自然や歴史・文化を紹介する企画展を毎年開催しており、今後も、市民に自然や歴史・文化の大切さを伝えられるよう工夫した企画展や特別展の開催を行います。

②所蔵資料の整備・充実

<現状と課題>

- ◆ 収蔵資料の整理については、過去 5 年間において標本の整備と収蔵資料のデータ化を進めてきましたが、昆虫標本の整備がまだ終了していないため今後も引き続き整理が必要です。
また、収蔵資料を保管するための施設がないことから、資料が劣化しない機能を備えた収蔵庫が必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 昆虫標本の整備と収蔵資料のデータ化及び収蔵庫の整備を進めるため、以下の点を中心に取り組みます。
 - (1) 収蔵資料の活用
 - ・ 収蔵資料の整理やデータ化を進め、市民が必要な時に貸し出しもできる機能の整備に努めます。
 - (2) 収蔵資料の整理
 - ・ 昆虫標本の整備を引き続き行います。

(3) 温湿度調整を備えた収蔵庫の整備

- ・ 資料が劣化しない機能を備えた収蔵庫の整備を進めます。

③体験学習の場の提供及び調査研究の実施

<現状と課題>

- ◆ 小・中学生を対象とした夏休みの自然教室や子ども達自らが水辺環境を調査して発表するなど、自然や科学に対する関心を持つ子ども達の育成に努めていますが、最近では、子ども達の理科離れが進んでいるのが現状です。そのため博物館では、より一層子ども達が自然・科学に関心が持てるよう子ども向けの体験学習プログラムなどを作成し、学習内容の充実と科学に関心を持つ子ども達を育て、学力の向上につなげていく必要があります。

また、市内有識者による自然環境保全に向けて調査研究を進めた成果を館報に記載し、自然の大切さを後世に残すことも必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 学習内容の充実と自然科学に関心を持つ子ども達を育成し、自然環境の大切さを継続して啓発していくため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 子ども達の学力向上を意識した体験学習プログラムの作成

- ・ 子ども向けの体験学習プログラムに沿った学習内容を実行することにより、子ども達の学力の向上につなげます。

(2) 自然や科学に関する各教室の開催

- ・ 一般市民向けの自然観察会などの教室のほか小・中学生を対象とした夏休みの自然教室や水辺環境調査事業、科学実験教室、地質探検教室など継続して取り組んでいきます。

(3) 博物館報の発行

- ・ 市内有識者が調査研究した成果を掲載するなど、今後も継続して発行していきます。



6. 図書館機能の充実と読書活動の推進

①蔵書の新陳代謝の推進と蔵書管理の効率化及び利用者サービスの充実

<現状と課題>

- ◆ 社会情勢のめまぐるしい変化に伴い、利用者から求められる知識や情報は多岐にわたると共に複雑化しており、図書資料の収集・整理・保存・提供といった、図書館の基本的機能について更なる充実が望まれています。

- ◆ 利用状況では、平成 19 年度からの開館時間延長等の取組により、貸出冊数・貸出利用者数共に年々増加傾向にあります。今後は、貸出業務や蔵書管理等の効率化・簡素化を図りながら、さらなる利用の拡大とサービスの充実に努める必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 利用者の求める情報や知識を的確に把握し、図書資料の適切な購入と廃棄による蔵書構成の適正化と蔵書管理の効率化及び利用者へのサービス向上のため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 図書資料整備事業の推進

- ・ 現在蔵書数は 15 万冊を所蔵しているが、古くなり利用されない図書資料も多くあることから、適切で計画的な図書資料の購入と廃棄を推進し、資料の収集・整理・保存といった図書館の基本的な機能の充実に努めます。
- ・ 選書モニターによる選書を継続し、魅力ある蔵書構成の推進に努めます。
- ・ 有識者等との協力体制を確立し、郷土資料(地域資料)の収集に努めます。

(2) インターネットによる情報提供及び図書予約の活用促進

- ・ 館内インターネットによる情報提供と図書の予約や購入図書のリクエストなどの利用促進を図ります。

(3) 職員資質向上への取組

- ・ 職員の資質向上により、利用者からの質問や情報提供等のサービスを充実させるため、各種の職員研修会への参加や自主研修会・合同研修会等を実施しその向上に取り組みます。併せて臨時職員の勤務改善に取り組みます。

(4) 県立図書館及び県内各図書館との連携強化

- ・ 県立図書館を中心とした県内公共図書館相互の連携強化を図りながら、相互貸借による不足資料の貸出等、サービスの向上に努めます。

(5) 蔵書管理 IC 化の推進

- ・ 図書資料の IC 管理化の導入を推進し、蔵書管理の効率化と貸出・返却等カウ

ンター業務の簡素化・スピード化を図り、利用者へのサービス向上に努めるとともに、不明図書対策に取り組めます。

(6) 開館業務の検討

- 平成 23 年度に実施した祝日の試行開館についてその利用状況及びアンケート結果等を基に開館業務について今後協議・検討を行います。

| 指 標 名 | 現状値 | 目標値 | |
|--------|-----------|-----|-----------|
| | | 年度 | 平成 28 年度 |
| 図書貸出人員 | 60,068 人 | H22 | 62,000 人 |
| 図書貸出冊数 | 217,651 冊 | H22 | 233,000 冊 |

②施設活用の促進と各種グループ等の活動支援

<現状と課題>

- ◆ 読み聞かせボランティアの 2 つのグループがそれぞれ月に 1 回、読み聞かせを行うなど、協力体制を築いています。今後は活動の場を広げるための支援も行っていく必要があります。

その他、図書館ボランティアや読書会等の自主活動グループについても、それぞれが活動を行っており、引き続きその支援と協働に取り組む必要があります。

- ◆ 施設の活用については、各種行事（教室・講演会・展示会等）の実施により、利用者参加型による活用の促進に努めています。今後も積極的な事業を展開し生涯学習の拠点施設として施設活用の促進を図る必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 情報集約と生涯学習の拠点施設として、適切な情報提供に努め広く市民に活用を促すとともに各種活動の支援を推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 情報提供及び PR の推進と図書館活用の促進

- 市報、図書館だより、ホームページなどを通じ、各種情報の提供と施設利用の PR に努め、図書館の活用促進に取り組めます。
- 利用者とのコミュニケーションを大切にすると共に、各種の事業について適時、適切な PR を展開し魅力ある図書館作りに取り組み、リピーターや新たな利用者の確保に努めます。

(2) ボランティア及び自主活動グループの支援と連携の促進

- 読み聞かせ等のボランティアや各自主活動グループに対する活動支援及び連携・協力の推進に努めます。
- 活動の拡大として、各関係機関への働きかけを行い、読み聞かせボランティア

アの活動促進を支援します。

- ・ 各自主学習グループに対する会場や資料等の提供による支援を継続します。

③公民館との連携による遠隔地サービスの充実

<現状と課題>

- ◆ 平成 17 年の市町村合併後、公民館図書室との連携事業として、振興局及び振興センター管内の公民館への巡回図書事業に取り組んできましたが、利用は低迷しています。その理由として人口に比例し読書を趣味とする方が非常に少ないといった現状があります。

一方、少数ではありますが、楽しみにしている利用者が居ることも事実であり、その利用者にとってより良いサービスのあり方を検討する必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ より良い形での遠隔地サービス実現のため地区公民館との連携を図りながら、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 図書配送サービスの取組

- ・ 遠隔地サービスとして、地区公民館との連携により、利用者が読みたい本を地元で借りられる仕組みとして、宅配便による貸出サービスを構築しサービスの充実に努めます。

(2) 遠隔地サービスの促進についての検討

- ・ 公民館運営事業団及び各地区公民館との連携強化を図るとともに遠隔地に対するさらなる効果的、効率的なサービスの検討も必要であり、実現可能なより良い事業のあり方を協議検討します。

④学校及び福祉保健関係課との連携

<現状と課題>

- ◆ 学校図書室との連携については、希望校に対する巡回図書の実施や学校図書担当者との合同研修会を実施するなど連携に努めています。

しかしながら、学校図書担当者は臨時職員が多く、1年で交代するケースもあり、図書担当業務を円滑に行うためにも、年度替りの早い時期に基本的な研修を実施するなど、これまで以上の連携と協力体制の強化を図り、子どもの図書利用促進に取り組む必要があります。

また、学校図書室と図書館との連携を図るため、両者をつなぐネットワークの構築について研究を進める必要があります。

- ◆ 福祉保健関係課との連携については、平成 23 年度より 7 ヶ月児健診時に乳児向けの絵本等を配布し、その絵本をツールとした親子のふれあいを手助けする、ブックスタート事業を開始しました。

子どもを情緒豊かに育てると共に読書に対する意識の高揚を図るため、今後も事業の継続に取り組む必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 学校図書室及び福祉保健関係課との連携強化を図り、児童生徒の読書向上と子育ての支援を推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 学校図書室等との連携強化

- ・ 学校図書室への巡回図書継続と新任図書担当者に対する基本研修の実施など、学校図書室との連携強化を図り、子どもの読書向上を推進します。
- ・ 図書館見学や実習の積極的な受入れを行い、図書館活用の促進に努めます。
- ・ 学校図書室との連携による児童生徒の読書環境の充実を図るため、情報通信技術の活用等によるネットワークの構築について研究を進めます。

(2) ブックスタート事業の推進

- ・ 福祉保健関係課との協働により、絵本を配布する「ブックスタート事業」を継続し、絵本をツールとした子育てと親子のコミュニケーションづくりを支援します。
- ・ 子育て支援センターとの連携による読み聞かせ教室を継続し、配布した絵本の活用と正しい読み聞かせの啓発を行い図書館の利用促進に努めます。

⑤魅力ある施設環境の提供と利便性の向上による利用の促進

<現状と課題>

◆ 図書館施設は、建設後 23 年を経過し、経年による老朽化は否めない状況にあります。今後、必要に応じた補修・改修を行いながら、利用者が安心して快適に利用できるよう施設環境の整備に努め、利用の促進を図る必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 施設管理の徹底に努め、現施設において必要とされる補修・改修等を実施し、施設の適正な維持と利用環境整備のため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 施設補修・改修の推進

- ・ 建設後 23 年を経過し老朽化してきた施設について、適宜必要な補修等の実施により施設の延命対策を講ずると共に適正な維持管理に努めます。
- ・ 一般開架における低書架化など見やすく使いやすい書架配置への改善や静かな利用環境の提供として幼児、児童コーナーを一般開架と隔離する等、現施設において可能な施設改修についての検討を行い、安全で快適に利用できる施設環境の整備に努めます。

Ⅲ－第2 市民スポーツの振興

1. スポーツ・レクリエーションの振興

①健康・体力・人・きずなづくり

<現状と課題>

◆ 本市の小中学生の運動能力は、全国平均を下回っており、学校における体育授業の充実や子どもの外遊び、運動の機会の拡大が必要です。また、高齢化も全国平均を上回る速さで進んでおり、健康や体力づくりとしてのスポーツをする「きっかけづくり」は大変重要と考えています。

そのため、身近な地域でスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの推進や地域総合型スポーツクラブの検討も必要です。

◆ 競技スポーツでは、多くの選手が全国大会等に出場し活躍しており、市民に夢や感動を与えていますが、優秀な人材が市内で競技できる環境づくりが必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 自分の体力や目的に合わせて、気軽にスポーツに取り組むことで、健康づくりや仲間づくりにつながるよう、スポーツをする機会の充実に向けて、以下の点を中心に取り組みます。

(1) スポーツを通じた健康づくり

- ・ 市民だれもが、いつでも、どこでも気軽に取り組み、体力づくりや健康づくりとスポーツを行うきっかけづくりとして、子どもから高齢者・障がい者までを対象にした「市民スポーツ」を設定し、軽スポーツやニュースポーツなどの生涯スポーツの普及・推進を図ります。

(2) 競技スポーツの強化

- ・ 優れた選手の発掘や育成及び指導者の養成・確保に努めながら、指導体制の充実を図るとともに、競技スポーツを推進するため、既存のスポーツ激励金制度やトップアスリート支援事業を継続していきます。

(3) 総合型地域スポーツクラブの育成

- ・ 総合型地域スポーツクラブについては、身近な生活圏で様々なスポーツ活動に取り組めるよう、本市の特性やニーズに即した形態を検討し育成に努めます。

(4) スポーツを行うきっかけづくり

- ・ スポーツを行う「きっかけづくり」や自分の力を発揮する場として、地区公民館の事業等と連携しながら、各年齢層に応じたスポーツ教室などを開催するとともに、本市の豊かな自然や歴史を体感できるスポーツイベントなどを開催して、誰もが気軽にスポーツに親しめる多様な参加機会の拡充を図ります。

②スポーツ活動のための基盤づくり

<現状と課題>

- ◆ 競技スポーツの競技力の向上や生涯スポーツの普及推進のための専門的な知識を有した指導者が不足しており、その養成や確保が必要となっています。
- ◆ スポーツ施設の予約状況やイベントなどの情報を求める声が多いことから、積極的な情報発信とともに施設予約の利便性を図るシステムの早急な構築が必要であり、加えて関係団体の充実と相互の連携の必要があります。
- ◆ 市内には多くのスポーツ施設がありますが、市内中心部の施設に利用が集中しがちなことから、市内にある3つのB&G施設をはじめとする周辺施設の有効活用とともに、施設の老朽化に伴う計画的な改修等が必要となっています。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 誰もが身近なところで安心して、気軽にスポーツに親しめるよう計画的なスポーツ環境の整備に向けて、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 指導者の育成と確保

- ・ 高いスポーツ技術の取得や優れた選手を育成するため、幅広い知識と高い技術を備えた指導者の育成・確保を積極的に進めていきます。

(2) スポーツボランティアの育成と確保

- ・ スポーツイベントや障がい者スポーツを推進するためには、ボランティアの存在が欠かせないことから、ボランティアの研修機会の充実や活動体制の整備を図り、スポーツボランティアを育成・確保していきます。

(3) 情報提供の充実

- ・ スポーツの情報システムを構築し、施設予約の利便性を図るとともに情報の一元化による市民への積極的なスポーツ情報の提供に努めます。
スポーツ関係団体については、それぞれの組織の充実を働きかけるとともに、日田市のスポーツ振興の核となる拠点を整備し、日田市体育協会などのスポーツ関係団体や企業等と密接に連携しながら、各種事業に取り組みます。

(4) スポーツ施設の整備

- ・ スポーツ施設については、誰もが気軽にスポーツに親しめ、身近なところで安心して利用できるよう、既存施設の経年度に応じた改修と有効活用を図るとともに、バリアフリー化など安全で快適な施設整備を計画的に進めます。また、未整備競技種目施設の整備にも取り組みます。

(5) スポーツ施設の管理

- ・ スポーツ施設の管理は、施設の地域性を考慮したうえで、直営や指定管理など多様な管理形態による適切な管理を行います。

③都市との交流・魅力づくり

<現状と課題>

- ◆ 市内で毎年開催される「42195 チャレンジウォーク大会」や「天領日田ひなまつり健康マラソン大会」と平成20年度の「チャレンジおおいた国体」の開催により、市民のスポーツに対する関心や期待が高まっています。

また、スポーツ大会等により、市外から多くの方が訪れており、地域経済への波及効果や人的交流の拡大も図られています。

そのため、本市の交通アクセスや地理的な利便性と温泉などの地域資源の魅力を活用した取り組みが重要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ スポーツを通して、競技レベルの向上と交流による地域の活性化を図るため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 大規模スポーツイベントの開催

- ・ 全国大会などの大規模スポーツイベントの開催や誘致に努め、競技者の技術向上や市民のスポーツへの関心につなげます。

また、平成25年度の全国高等学校総合体育大会北部九州ブロック大会や平成26年度の大分県民体育大会久大ブロック大会など、多くのスポーツ大会を本市へ招き、交流する体制づくりを進め、スポーツレベルの向上とともに、地場産業と連携した地域経済の活性化につなげます。

(2) スポーツツーリズムの振興

- ・ 「奥日田グリーンマラソン」「ひた 42195 チャレンジウォーク」「天領日田ひなまつり健康マラソン大会」などの既存イベントの内容の充実やスポーツ施設を活用した合宿等の誘致、さらには、県内プロスポーツチーム等によるスポーツ教室などを開催して、スポーツ交流の推進に取り組みます。

| 指 標 名 | 現状値 | | 目標値 |
|---------------------------|----------|-----|----------|
| | | 年度 | 平成28年度 |
| 成人の週1回以上のスポーツ実施率 | 38.4% | H22 | 44% |
| 成人の週3回以上のスポーツ実施率 | 16.4% | H22 | 20% |
| 全国大会に出場する市民の人数 | 306人 | H22 | 325人 |
| 県民体育大会の成績 | 3位 | H22 | 2位以内 |
| スポーツ施設（市営施設のみ）の利用者 | 505,934人 | H22 | 525,000人 |
| 総合体育館や陸上競技場等を無料開放するスポーツデイ | 0回/年 | H22 | 3回/年 |

IV 《文化芸術の振興》

IV－第1 文化財の保存と活用

1. 保存と活用に向けた取組の充実

①保存と活用に向けた取組の充実

<現状と課題>

◆ 文化財基本計画については、これまでの体制の中で個々の文化財計画や調査等のとりまとめを行ってききましたが、市町村合併による指定文化財の倍増等により旧町村部の文化財調査等が十分できなかったことなどから、全体的な文化財計画の策定までには至りませんでした。

今後は、文化庁が平成24年度に作成予定の文化財基本計画策定指針や文化財保護審議会委員の意見を参考にしながら、個々の計画等をまとめあげる形を基本に、全体的な計画の策定に取り組む必要があります。

◆ 各地域に残る史資料（古文書、建造物、民俗資料等）については、文化財保護員と連携して情報収集に努めるとともに、保管や修理等の適切な指導又は支援を行うことが必要です。

また、特に古文書の解説を進めるために、郷土史家の育成を図っていかなければなりません。

◆ 公共工事や民間開発等に伴う埋蔵文化財の発掘調査等については、関係機関や事業者との事前調整や調査業務委託の推進により、迅速な対応による遺跡や出土品の保存を行うことができました。今後も引き続き、調査の迅速な対応と遺跡・遺物の適切な保存・管理に努めることが必要です。

◆ 別府大学等と連携して日田市の歴史と文化財について総合的に調査研究を行い、日田歴史文化講座、現地説明会等の開催や広報・ホームページを通じて、成果を市民へ情報提供することができました。今後も継続した取り組みが必要です。

◆ 町並みや民俗文化財などの指定文化財を保存・継承するため、各種保存団体や人材の育成及び文化財を活かしたまちづくり活動を支援することが必要です。特に、後継者の人材育成については、保存団体、地域及び関係機関と連携、協力して取り組まなければなりません。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 貴重な文化財を保護し、保存・整備・活用に向けて計画的に進めるため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 文化財基本計画(マスタープラン)の策定

- 文化財を活かした歴史学習やまちづくりの実現に向けて、指定文化財の保存及び活用並びに関連施設等の整備を総合的かつ計画的に推進するために、文化庁の文化財基本計画策定指針や文化財保護審議会委員の意見を参考にしながら、文化財基本計画の策定に取り組みます。

(2) 文化財の調査と保存・管理の推進

- 体制整備により立ち上げた日田市文化財保護員協議会との連携により、合併後の日田市の一般文化財について情報収集に努めるとともに、郷土史家の育成を図りながら、調査、保管及び修理等の適切な指導又は支援に取り組みます。
- 埋蔵文化財調査については、民間会社や大学研究機関への調査委託を推進し、調査の迅速な対応と遺跡・遺物の適切な保存・管理に努めます。

(3) 官・民・学連携の推進

- 日田市の歴史と文化財について、大学の研究機関や民間団体と連携して総合的な学術研究を進め、各種講座、講演会等の開催やホームページを通じて、研究成果を市民に提供していきます。

(4) 文化財保存団体等の育成・支援

- 町並みや民俗文化財などの指定文化財を保存・継承する各種団体や人材の育成及び文化財を活かしたまちづくり活動を支援します。特に、後継者等の人材育成については、保存団体をはじめ地域や関係機関（観光部局、学校等）と綿密に連携、協力して取り組みます。

| 指 標 名 | 現状値 | 目標値 | |
|--------------------|-----|-----|----------|
| | | 年度 | 平成 28 年度 |
| 大学等との文化財共同調査・研究委託数 | 9 件 | H23 | 10 件 |

2. 保存と活用に向けた環境の整備

①保存と活用に向けた環境の整備

<現状と課題>

- ◆ 史跡の保存整備に関しては、ガランドヤ古墳や小迫辻原遺跡において、史跡の公有化や整備に向けての取り組みに着手することができました。今後も計画的な保存整備及び適切な保存管理に努める必要があります。

咸宜園跡においては、咸宜園教育研究センターの開館により整備目的の一つである研究施設としての活用を図ることができました。ただし、東家の外構や園内排水等の整備を早期に完了させ、併せて西家の公有化や遺構調査に着手する必要があります。

- ◆ 豆田町伝建地区においては、これまでの5年間で24棟の特定物件の保存修理を行うなど、計画的に町並み景観の保全が行われています。ただし、修理修景に対する多くの希望物件があり、また、所有者負担の対応ができないケースもあり、伝建制度の基準、内容等を周知徹底する必要があります。特に、大型伝統建造物の酒蔵群については、早急に建造物の現状を調査し、その劣化状況や履歴及び危険度を把握し、保護措置を講じなければなりません。
- ◆ 歴史的建造物については、草野家住宅が国指定の重要文化財となり適切な保存対策を講じました。今後も重要な歴史的建造物については、適切な調査や保存修理を図っていく必要があります。
- ◆ 小鹿田焼の里の景観を重要文化的景観として保存することができました。今後は小鹿田焼陶芸館を活用して、「小鹿田焼の里」の集落や棚田の景観を市内外へアピールするとともに、都市との交流を図りながら、集落景観の保全に取り組む必要があります。
- ◆ 貴重な文化財の保存活用のための展示公開施設や老朽化した埋蔵文化財センターの整備については、文化財基本計画の策定と併せて、施設整備の計画・検討が必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 文化財の価値を明らかにするために、引き続き、保存と活用に向けた環境整備の観点から、以下の点を中心に取り組みます。
 - (1) 史跡の保存整備の推進
 - ・ 咸宜園跡、小迫辻原遺跡、ガランドヤ古墳をはじめとした史跡の保存整備に積極的に取り組み、保存とともに活用へ向けた整備を推進します。
 - (2) 歴史的建造物、町並みの保存整備の推進
 - ・ 豆田地区の町並み保存については、日田市豆田町伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき伝統的建造物の保存修理工事の助成や防災施設整備事業に取り組んでいきます。さらに、伝建制度について拠点施設を活用しながら関係者への周知徹底を図ります。
また、草野家住宅をはじめとする重要文化財等の歴史的建造物についても計画的な保存修理に努めます。
 - (3) 文化的景観保護の推進
 - ・ 重要文化的景観「小鹿田焼の里」については、地域の生活・生業に根ざした景観を文化財として地域で守り次世代へ受け継いでいくため、市と地域が連携

して陶芸体験等のふれあい活動を行うなど、都市との交流を図りながら、皿山地区及び池ノ鶴地区の集落・棚田景観の保全及び整備を推進します。

(4) 埋蔵文化財センター建設の推進

- ・ 現在の埋蔵文化財センターの保管資料等の適切な保存管理に努めるとともに、展示収蔵施設の整備として必要な埋蔵文化財センターの建設に向けて計画・検討します。

| 指 標 名 | 現状値 | 目標値 | |
|--------------------|----------|-----|----------|
| | | 年度 | 平成 28 年度 |
| 伝統的建造物群修理済建造物数（累計） | 35 件 | H23 | 55 件 |
| 史跡咸宜園跡の来訪者数 | 18,444 人 | H22 | 20,000 人 |

3. 愛護意識の高揚と愛護活動への支援

①文化財の普及啓発の推進

<現状と課題>

- ◆ 文化財の展示公開、講座、研修会等の開催や市のホームページを通じて情報発信を行い、市民の文化財愛護意識の高揚、愛護活動への参加促進を図っています。
- ◆ 埋蔵文化財センターの考古体験教室や公民館活動・学校との連携により市民等への普及啓発活動の支援を行うことができました。文化財の保存と活用のため、今後も引き続き文化財愛護活動の支援や取組を進めることが必要です。

また、伝建地区においては、豆田町伝建保存会、NPO 法人本物の伝統を守る会及び学校と連携して、保存活動、伝統工法の継承、生涯学習の場として普及啓発に努めなければなりません。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 地域の歴史を愛する心をはぐくみ、市民への文化財の普及啓発を図るため、以下の点を中心に取組みます。

(1) 展示・公開、講座、研修会等の開催と情報発信

- ・ 文化財の公開展示や各種講座等を継続的に実施し、加えて、ホームページやケーブルテレビ等を活用した情報発信を行い、さらに、民間団体等との連携を図り、愛護意識の高揚に努めます。

また、各種講座等の参加者及び団体をデータベース化し、これらを活用しながら文化財の普及啓発の推進を図ります。

(2) 文化財資料の活用と支援

- ・ 学校教育における出土遺物や古文書等の歴史資料の教材化及び公民館活動への利用など、文化財の活用に対して支援を行います。

また、伝建地区においては、豆田町伝建保存会、NPO 法人本物の伝統を守る会及び学校と連携して、保存活動、伝統工法の継承、生涯学習の場として普及啓発に努めます。

| 指 標 名 | 現状値 | 目標値 | |
|-----------------|-------|-----|----------|
| | | 年度 | 平成 28 年度 |
| ホームページ等による情報発信数 | 32 件 | H23 | 34 件 |
| 古文書入門講座受講者数 | 26 人 | H23 | 30 人 |
| 考古学講座受講者数 | 65 人 | H23 | 65 人 |
| 埋蔵文化財センター入館者数 | 772 人 | H23 | 800 人 |
| 考古体験加入者数 | 470 人 | H23 | 500 人 |
| 伝建修理現場研修会の開催 | 2 回 | H23 | 2 回 |

4. 咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録

①咸宜園教育研究センターの取組と世界文化遺産登録の推進

<現状と課題>

- ◆ 咸宜園教育研究センターでは、「咸宜園」で実践された教育や日田市の先哲「廣瀬淡窓」の思想や教育理念に関する調査、研究を行っています。その内容は、淡窓先生が「咸宜園」で行った教育の内容等を詳らかにすることや、歴代の塾主に関する事項、更には門下生の情報を収集することで、「咸宜園」教育が日本の教育制度の確立に果たした役割について明らかにしていくことが求められます。

更に、これらの調査、研究結果を広く情報発信し、さらには、講座や体験学習会を開催することで、市民に文化財の大切さを再発見していただく機会を提供していく必要があります。

また、この「咸宜園」を世界文化遺産へ登録する運動を進めています。現在は、国の世界遺産暫定一覧表への登録を目指して、ユネスコが定めた作業指針に基づいて「顕著で普遍的な価値(OUV)」を証明する為、水戸市、足利市、備前市と連携した取組を進めています。今後もこの運動を日田市民と一体となり推進するとともに、国の機関や全国に向けてアピールすることで、機運を高め日田市全体の取組としていかなければなりません。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 「咸宜園」や「廣瀬淡窓」に関する市民の意識高揚を図り、咸宜園の世界文化遺産登録に向け、市民と一体となった取組を推進するため、以下の点を中心に取組みます。

(1) 咸宜園教育等の研究・調査

- ・ 廣瀬淡窓や門下生らが残した資料やこれまでの刊行物を利用して、咸宜園でどのような教育が行われたのか、また、門下生の大帰（卒業）後の進路や職業などを追跡調査することで、咸宜園教育が全国に伝播していった過程を証明します。

(2) 咸宜園教育顕彰事業

- ・ 「咸宜園教育顕彰事業」を行い咸宜園教育の普及に貢献した個人や団体を表彰します。

(3) 情報発信

- ・ 研究の成果を積極的に公表する為に様々な手段を講じます。
- ・ 国内の教育遺産を有する市町村と連携し情報交換を行います。
- ・ 研究成果を刊行物（紀要など）にして発行します。
- ・ 当センターの活動状況を紹介する情報誌を発行します。

(4) 咸宜園教育等の普及・啓発

- ・ 咸宜園教育や廣瀬淡窓及び門下生等に関する様々な講演会や講座、また咸宜園入門体験ボックスを活用した子ども向けの講座などを開催します。
- ・ 出前講座の他、周辺部の小学校への出張教室を行います。

(5) 咸宜園教育による人材の育成

- ・ 咸宜園平成門下生之会を中心に、「咸宜園」や「廣瀬淡窓」研究を下支えする人材の育成に努めます。
- ・ 咸宜園の説明にボランティアとして携われる組織づくりに努めます。

(6) 咸宜園教育研究センターの入館者増

- ・ 情報誌や新聞などを利用し、咸宜園教育研究センターの入館者の増加に努めます。
- ・ 日田市主催のイベントと連携し、観光客の入館者数の増加に取り組めます。このことで、咸宜園全般に関する啓発を進めます。
- ・ 観光客（外国人を含む）にも理解しやすい施設となるよう、ガイドンス映像などの充実に努めます。

(7) 咸宜園教育研究センターの運営

- ・ 入館者が利用しやすく、かつ鑑賞しやすい展示に努めます。
- ・ 調査の一部を大学や研究団体に委託することで、調査・研究の迅速化に取り組みます。
- ・ 施設の運営は、当分の間、直営とします。しかし、市内の資料館などと情報を共有し、かつ連携した取組を行うことで、将来の新たな運営体制の検討も行います。

(8) 世界文化遺産登録の取組

- ・ 関係する市や団体と連携した協議会を設置します。
- ・ 市内の企業などで、この取組を推進する団体の組織化に取り組みます。
- ・ 協議会でシンポジウムなどの共同事業を開催し、マスコミなどを通じこの取組みをアピールします。
- ・ 世界文化遺産登録に向けた市民活動を推進するため、他市の顕彰会などとの連携を支援します。
- ・ これらの事業を推進することで、市民の世界文化遺産登録に対する機運の醸成に努めます。

| 指 標 名 | 現状値 | | 目標値 |
|---------------------|-------------|-----|---------------|
| | | 年度 | 平成 28 年度 |
| 顕彰事業への応募者数（学術研究部門） | 6 人 | H23 | 10 人 |
| 顕彰事業への応募者数（教育研究部門） | 4 人 7 団体 | H23 | 10 人 10 団体 |
| 公開講座などの開催（参加機会数） | 8 回 | H23 | 10 回 |
| 体験学習：咸宜園入門ボックス利用団体数 | 27 団体 | H23 | 100 団体 |
| 咸宜園平成門下生之会の募集 | 130 人 | H23 | 230 人 |
| 咸宜園教育研究センターの入館者数 | 15,000 人 | H23 | 40,000 人 |

君は川流（せんりゅう）を汲め
我は薪（たきぎ）を拾はん

